

## Japan Business Association of Southern California

1411 W. 190th St. Suite 220, Gardena, CA 90248  
Phone : 310-515-9522 Fax : 310-515-9722

<http://www.jba.org>



JBAは、北加日本商工会議所と共同で毎年州都サクラメントを訪問している。今年も6月17日、18日に訪問を実施した。(詳細はp.2-3)

2-3

## 2015年度サクラメント訪問報告

- 4-5 インタビュー「私のLAライフ」
- 6-7 第184回ビジネスセミナー報告「雇用訴訟」
- 8-9 第185回ビジネスセミナー報告「FCPAアップデート」
- 10 新入会企業紹介
- 10-12 各部会からのお知らせ
- 12 8月・9月のJBAイベントカレンダー

# 2015年度サクラメント訪問報告

JBA は、北加日本商工会議所 (JCCNC) と共同で、毎年州都サクラメントを訪問しているが、今年も6月17日、18日両日に訪問を実施した。同訪問は、カリフォルニア州政府との関係維持・強化を図る目的で二十数年来毎年継続して実施しており、今年も、カリフォルニア州に対する日系企業の貢献度をさらにアピールし、日系企業が州内で事業活動を行うのに直結した具体策や、日本の新幹線技術や安全性に関するアピール、および会員企業社員、家族の運転免許取得に関する DMV との友好関係・支援の継続の確認等に重点を置いた。

## 〈今回の訪問日程〉

- 6月17日(水)
  - ・カリフォルニア陸運局 (DMV) との会談
  - ・カリフォルニア州経済促進知事室 (Go-Biz) との会談
  - ・カリフォルニア州政府幹部・上院・下院議員とのレセプション
- 6月18日(木)
  - ・カリフォルニア州上院議会にて紹介を受ける
  - ・カリフォルニア州地震対策委員会との会談
  - ・カリフォルニア商工会議所との昼食懇談会
  - ・カリフォルニア環境保護局との会談

## 〈参加者〉

JBA : 三宅会長、大川商工部会長、川田商工部会副部会長  
 石川商工部会員、高橋 JBA 専務理事  
 JCCNC : 山室会頭、片山理事、佐藤理事、難波理事  
 中村理事、富田特別顧問、浦部氏、中川事務局長



上院議会の訪問に際し、デ・リオン仮議長からの紹介を受ける JBA、JCCNC 訪問メンバー

## カリフォルニア州上院議会

6月18日、開催中の上院議会を訪問した JBA、JCCNC は、ケルビン・デ・リオン第50代カリフォルニア州上院仮議長から、議員に対して紹介されるという栄誉を受けた。デ・リオン仮議長は、去る4月に上院議員数名と共に日本を訪問していることから、親しみのこもった紹介となり、集まった上院議員からは大きな拍手を受けた。

紹介時には、カリフォルニア州は日本と

強固な経済的な連携、歴史的なつながりがあるだけでなく、貴重な友情も分かち合ってきたこと、また日本のビジネスはカリフォルニア州に大きな経済的貢献をしており、製造工場、物流センター、小売業、金融関係のビジネスで、雇用を生み、カリフォルニアの税収入にも大きく貢献していることが言及された。加えて、現在、高速鉄道 (High Speed Rail) を建設中のカリフォルニアにとって、世界的に有名な新幹線の国である日本との関係は特に重要であると紹介され

る場面もあった。

## Go-Biz との会議

「Go-Biz (Governor's Office of Business and Economic Development、経済促進知事室)」は、ジェリー・ブラウン州知事がカリフォルニア州の経済促進と雇用創出のためのシングルコンタクトポイントとして創設した州知事特命機関であり、今年の会談は3回目。例年とは異なり、今年は下記のような具体的な内容に踏み込む会談となった。

### ■ California Competes Tax Credit

カリフォルニア州の税控除プログラムである「California Competes Tax Credit」は、カリフォルニアに納税している企業であれば、会社の規模を問わず申請することが可能である。1年に3回、審査ラウンドがあり、総額の税金控除は1億5000万～2億ドル。先回のラウンドには260社超が参加し、62社が受領。日系企業も含まれている。どれだけの雇用を生むか、どのような雇用を生むかを定量的と定性的に判断する。

### ■ MOC

7月末に「MOC (Memorandum of Cooperation)」の事前調査の結果レポート

**MIYAKO HYBRID HOTEL**  
TORRANCE, CALIFORNIA

21381 S. Western Ave.  
Torrance, CA 90501  
Phone: (310) 212-5111  
Fax: (310) 212-5112  
www.miyakohybridhotel.com

## Two Choices. One Hotel.

Distinctively World-Class. Proudly Green.

Japanese Elegance in the Heart of Downtown Los Angeles

**MIYAKO HOTEL**  
LOS ANGELES

328 E. First Street  
Los Angeles, CA 90012  
Phone: (213) 617-2000  
Fax: (213) 617-2700  
www.miyakola.com

がNEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)より出される見込み。その後、開発ステージに移行する。州知事は蓄電池に関して興味を持っており、再生化エネルギーの要になると期待している。水関係技術は、ロサンゼルス近郊でプロジェクトを進めている。

#### ■高速鉄道分野

高速鉄道の開発業者を決める際には、費用、技術力、安全性の3つが考慮される。特に費用は重要な検討項目である。開発には高額な費用がかかることを考慮して、ファイナンスの方法や、駅周辺の商業開発に関するプランの提示が必要になると予期され

る。また開発によりどれだけの雇用が生まれるかも重要な決定要因となる。JBAからは、特に技術面、安全面の重要性の観点から、システム全体としての優位性において、日本の鉄道会社が優れている旨を強調した。

#### DMVとの面談

JBA 会員企業の社員および家族、特に日本からの出向者の運転免許証発行に対するDMVの協力と支援に対し、感謝を述べ、ジーン・シオモト長官から今後も継続して支援をいただく約束を取り付けた。JBAは過去長い年月サクラメント訪問時にDMVを

訪問し、また賀詞交歓会、VIP Reception等の重要イベントに長官を招待し、友好関係を構築・維持してきている。

#### その他の出来事

その他、カリフォルニア州地震対策委員会との昨年に続く2回目の会談、本年初めてのカリフォルニア環境保護局との会談を含め州政府機関との有意義な会談を実施した。また、カリフォルニア商工会議所とは幹部との昼食懇談会を実施した。このサクラメント訪問によりJBA 会員企業がさらに具体的なメリットを享受できるよう、引き続き取り組んでいきたい。



Go-Bizとの会議は今年で3回目



DMVとの会談。正面中央はジーン・シオモト長官



カリフォルニア商工会議所とは昼食懇談会を行った。前列中央はアラン・ザレンベルグ会頭

## 三井倉庫は食品の温度管理輸送を開始しました

お問い合わせ : 800.mitsoko (6487656)  
sales@mitsui-soko-usa.com

### 北川 & イベート法律事務所



**KITAGAWA & EBERT, P.C.**

北川 リサ 美智子 弁護士

京都大学法学修士・連邦最高裁判所認可弁護士  
知識、道徳性においてトップ5%全米ランキング

**WWW.JAPANUSLAW.COM**

With Lawyers Licensed in Multiple States Including  
CALIFORNIA • TEXAS • NEW YORK • GEORGIA • NEVADA • U.S. PATENT • WASHINGTON DC

**#1 Choice of Japanese Companies in the U.S.**

WALL STREET JOURNAL. Chicago Tribune Los Angeles Times 各誌にて勝訴紹介

EXPERIENCE  
**経験**

SUCCESS  
**必勝**

REASONABLE  
**良心的**

- 訴訟・調停・仲裁・債権回収
- 契約法・ビジネス取引・流通
- 雇用法・残業・セクハラ・RIF
- 資産売却・M&A・無税法人再編成
- 不動産・リース・建設
- 税務争訟・遺産・相続

**(949) 788-9980** INFO@JAPANUSLAW.COM  
300 SPECTRUM CENTER DRIVE SUITE 960, IRVINE, CA 92618-4998



# インタ 私のLA

ロサンゼルスで活  
企業の皆さんの、企  
姿と、オフの素顔を



MITSUI-SOKO(U.S.A.)INC.

President

いのうえ まさふみ

井上 雅文 さん

## 「お客様第一」を軸に 物流のプロとしてサービスを提供

1968年熊本県生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業後、92年に三井倉庫に入社。97年から1年間半LAで研修。2005～09年はLA駐在、09～10年はニューヨーク駐在。帰国後は、営業部を経て事業開発室勤務。13年よりLA駐在となり、現職。

### 家族と週末を満喫するための 出張用3種の神器

このインタビューの前に趣味は何だろうと考えてみたんです。「料理」と言ったら、家族から「食べたいから作るだけでしょ」と。それで気が付いたのですが、趣味は食器洗いですね。倉庫屋の職業柄でしょうか。散らかっている物を片付けてキレイにするのが好きなんです。家族からも「確かにそうだ」とお墨付きを得ました(笑)。

今回の米国駐在は2013年からで3度目で、97年、05年に続き家族も一緒です。初の駐在の際、周囲の米人スタッフが、ご家族より一足先に渡米して単身赴任中だった先輩を見て「単身赴任なんて信じられない」と言うのを聞き、米国では家族との関係がどんなに重要視されるか知りました。また2度目の駐在の時には、十数年、米国勤務された方に「米国では家族を大事にしないマネージャーはいくら仕事ができてもダメだよ」と言われたこともずっと記憶に



趣味は血洗いに料理。「1人暮らしが約10年と長かったので料理をするように。家族に好評なのは味噌汁かな」

残っています。だから家族に「来た方がいいよ～」と。子どもは学校が変わると大変な部分もありま

すが、世界中に友達ができて、コネができるんだと納得させています(笑)。今、家族はこちらの生活を満喫しているようです。

ここ数年は、月の半分以上に上るほど出張が多いので、週末をどのように家族と一緒に楽しく過ごすかが課題です。ですから、いかにして飛行機での移動時間を趣味や睡眠にあてるかが特技と言えれば特技ですね。耳栓と枕、そしてアイマスクが3つの必需品です。上の写真のアイマスクは97年から使っているもの。洗濯はしていますよ(笑)。最近の週末はもっぱら子どものサッカー観戦とMLSのLA Galaxyの観戦ですね。どちらの観戦でも行ったらビールを飲んでいまして、グラウンドの外で私がしていることは同じですが。

### ビジョンを定め直し 一所懸命の5乗で疾走

97年の駐在から米国と日本を行ったり来たりしているのですが、米国と日本を比較すると、米国は目的志向と言えいいのでしょうか、非常にプラグマティックですよ。目的を明確にすると、そこに向かって皆が走ってくれます。13年に米国に来てから会社のビジョンを「お客様第一」と定め直したのですが、私たちの企業価値はお客様に受け取ってもらって初めて見つけ出せるもの。その軸をぶらさないようにしようと

思ったのです。

米国での倉庫業は、日本のように物を預かっておくような立ち位置ではなく、物流というサービスの一部です。つまり市場の状況が変われば、当社のお客様の業種も変わっていきます。それに応じて、必要とされるサービスも変わってきますよ。例えば、現在、当社は食品関係に力を入れているのですが、輸入通関のご相談や配送、包装なども提供するのが便利だろうか…と試行錯誤をしています。アメリカという国は商売の国ですから、物流もメジャー級の企業が集まっています。その中ではそこそこ頑張るのでは十分ではなくて、ビジョンを明確にして、一所懸命の5乗くらい頑張らないといけないと思うのです。

実は昨年10月に、各社がそれぞれの部門のプロフェッショナルを目指そうと、三井倉庫ホールディングスは分社化し、当社は三井倉庫インターナショナルの北米部門になりました。「お客様第一」を軸に、今後は北米をはじめ全世界の物流のプロとして、お客様にさらに便利なサービスを届けていけたらと思っています。

#### COMPANY INFO

MITSUI-SOKO(U.S.A.)INC. ©三井倉庫インターナショナルの米国拠点として、北米における倉庫保管、輸送など物流サービスを全米6拠点で提供。1971年にオフィスを開設し、82年に正式に会社として設立。LAオフィスが米国本社。

# ビュー ライフ

躍するJBA会員  
業人として  
のお伝えします。

Yokohama Corporation of North America  
Yokohama Tire Corporation  
Executive Vice President

たけだ なおき  
武田直樹さん

## やるべきことをやる 仕事はその王道のみ

1963年東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部卒業後、88年に横浜ゴム入社。経理部、タイヤ販売業務部、三島工場業務課、タイヤ原価企画部などを経て、2003年、タイヤ企画部に、10年からはタイヤ事業全体を統括するタイヤ企画部長を務め、13年より現職。



### 日本でもアメリカでも基本は 信頼し合える人間関係

米国赴任は、93年、2010年に続き、今回で3度目です。93年の赴任は、実は妻と付き合い始めたばかりの頃。ロサンゼルスのような良い所に赴任になったので帰任になるまで待つよりも…と、付き合っただけで6カ月目にプロポーズ。その後の1年半の勤務は、妻と楽しくアメリカで新婚旅行をしているような気分でした。2度目の駐在も妻、そして当時8歳の子どものも来てくれたのですが、今回は子どもが中学校に上がったばかりで…残念ながら単身赴任です。もう毎週ゴルフし放題、スポーツも観戦し放題です。日本人らしくない言い方ですが(笑)、妻を愛しているので、本当は家族と一緒にいてくれたらなあと思っていますよ。

渡米前には、日本と海外の働き方は異なると聞いていたので、自分の仕事の仕方が通用するか疑問に思っていました。しかし意外に共通点が多かったです。異なる点



ゴルフ上達の秘訣も「数」の王道のみ。「年間60ラウンド回ると、さすがに上達しますね」と武田さん

は、アメリカの方がはっきり言う必要があることでしょうか。日本のように行間を読めという

はできませんから、誤解が生まれないように表現をシンプルにして伝えていく必要があります。しかし、信頼し合える人間関係が基本にある点は変わらないと思います。

私の仕事はそうした信頼や人間関係で広がった部分が大きくあります。入社して最初に配属されたのは経理部でしたが、経理部はいったんその世界に入ると、なかなか経理以外の仕事をする機会がないのが通例です。ですが私の場合は、偶然経理の範囲にあたるタイヤ原価企画部にいた時に、横にあったタイヤ企画部から声をかけてもらい、03年からタイヤ事業の仕事をするように。実は、声をかけてくださったタイヤ企画部の当時の部長は、以前に私の隣の課にいた時に僕の仕事ぶりを見て覚えてくれたのです。タイヤ企画部では、経理の知識を使って予算を作り、決算を確認する仕事をしたのですが、それらは事業活動を理解して初めてできること。分からない時は必ず元の部門に行ってヒアリングをして事業の中身を理解するようにしたこと、事業や計画についてさまざまな提案もできるように。タイヤ事業への異動は自分の世界が広がった大きな転機でした。

### 当たり前のことを 当たり前にする大切さ

タイヤは業界全体として伸び続けてい

る非常に恵まれた業界です。しかし昨年、当社は生産が必要に追いつかず、売り上げを伸ばすことができませんでした。今は開発と物流を改善し、販売増に努めているところです。実は横浜ゴムグループの売上の2割は、当社が担っています。つまりこの販売成績が良くならないことには、グループ全体が伸びていきません。それだけの重責を背負っていますので、毎年着実に5%、10%と伸びていく会社にできればと思っています。

そのためには、当たり前のことを当たり前前にできる会社にする必要があります。例えば、供給が追いつかなかったのも、当たり前であるはずの計画をきちんと作って準備ができなかったからです。私は「自分がイヤだと思うことを人にはほしくない」ということをモットーにしているのですが、それも本当は当たり前のことですよ。当たり前のやるべきことをきちんとやれば会社は良くなっていくと思うのです。仕事ってその王道しかないんですよ。逃げないでやるべきことをずっとやっていく、それしかないと思っています。

#### COMPANY INFO

Yokohama Tire Corporation © 横浜ゴム株式会社の、北米におけるタイヤの製造・マーケティング拠点として、1969年にLAに設立。乗用車、トラック、バス、小型トラック、建設用車両など多様なラインナップのタイヤを展開する。



## 「雇用訴訟」

去る6月26日、トーランスのToyota USA Automobile Museumで、ビジネスセミナー「『雇用訴訟』— 賃金・労働時間違反における訴訟の増加—未払い残業手当、誤分類及びその他賃金・労働時間の雇用法違反」を開催した。講師に北川&イベート法律事務所から北川リサ美智子弁護士を招き、「雇用訴訟」にテーマを絞って講演。賃金・労働時間、休憩・食事時間などの法令違反についての判例のほか、企業のリスクマネージメント戦略にも言及するなど、在米日系企業にとって実践的なセミナーとなった。



アメリカにおける日々の企業活動に直結する内容とあり、アメリカ人従業員を抱える日系企業から多くの人が出席した。



【講師】

北川リサ美智子 弁護士

カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、ジョージア州弁護士。京都大学法学修士。米国弁護士協会会員、米国連邦最高裁判所認定弁護士。経験専門技術、道徳性において全米の弁護士トップ5%に選出される。訴訟全般から裁判まで、全米規模で日系企業の顧問を担当。



### 雇用訴訟の和解金は非常に高額 責任者は誰？

アメリカの雇用法は非常に複雑だ。特にカリフォルニア州は全米で最も難しいとされている。こうした中、近年賃金や労働時間に関する訴訟が急増している。その例として北川弁護士は、ロサンゼルス郡地方裁判所を紹介した。それによると、2012年に約4000件だった訴訟件数は、14年には6000件に増加。中でも団体訴訟は970件から1700件と急増している。しかしロサンゼルス郡でこうした複雑な訴訟を担当できる判事はたった7人。オレンジ郡にいたっては判事1人が担当する年間平均訴訟件数はなんと600件という異常事態が続いているそうだ。

周知の通り、アメリカには連邦法と州法がある。カリフォルニアではその両方が適用されるが、通常はより高い必要条件を課する法律に従うことになる。最低賃金に関して言えば、連邦法では1時間7.25ドルで、労働時間が週40時間を超えると残業手当を支給しなければならない。これに対してカリフォルニア州法では、最低賃金は1時間9ドル。残業手当は1日8時間を超過する場合に支払う。

従業員の会社に対する訴訟は、こうした最低賃金規定の違反以外にも、残業手当や食事・休憩時間、記録管理など多岐にわたる。中でも記録管理では、本来企業に義務付けている従業員の情報が欠落することで訴訟で不利となるほか、法律違反で罰せられるという(後述)。

さて、1人で訴えてもあまりインパクトがないことから集団訴訟になることが多いアメリカ。和解金は非常に高額で、12年度に支払われた和解金の総額は4億6700万ドルに達する。これまで企業が払った巨額の和解金では、保険会社のFarmersの2億1000万ドルを筆頭に、銀行のBank of Americaの7300万ドルなどの例がある。

企業の種類は商社や食品、小売、通信などさまざまで、最近ではプロ野球やフットボールのチームがチアリーダーから訴えられるケースもある。Oakland Raidersの120万5000ドルや、Tampa Bay Buccaneersの82万5000ドルなどがそれである。

このように企業が訴えられた場合、その会社の取締役役員や役員、マネージャー、株主などに責任が及ぶのであろうか。その答えは「州によってはYES」である。「連邦法と全米の主な州の法律では、取締役役員やマネージャー、株主はその責任者となります。たとえ会社が破綻しても責任が個人に及びますので、全米展開している企業は注意してください。しかし、意外にもカリフォルニア州法は経営陣寄りの法律を採用しており、取締役役員やマネージャー、株主には責任が及びません。その意味ではカリフォルニア州法は企業を守っていると言えます」。

さて、雇用法において違反をした場合、その時効は連邦法と州法で異なる。連邦法では、意図的でない違反の時効は2年で、意図的な場合は3年。一方カリフォルニア州法では、基本的に時効は3年だが、口頭契約では2年、書面契約では4年となる。



## FDA・各種規制対応

- FDAコンサルティング(食品、化粧品、薬品、医療機器、福祉機器、放射線、動物)
- EPA, UL, CE, VOC, AAFCO他各種登録

## 米国進出事業企画

市場調査、販売ネットワーク構築、日米間M&A、合弁事業、米国撤退業務引継ぎ、事務所貸出



Phone: (310) 538-3860 email: info@globizz.net

お問い合わせは飯田哲平迄。

1411 W. 190th St., Toyota Plaza #200, Gardena, CA 90248, U.S.A.

(株) グロービッツ www.globizz.net

## 賃金違反の訴訟 企業が留意すべき点

従業員が最低賃金違反で訴訟を起こした場合、被告側となる企業は未払い賃金をはじめ、未払い賃金と同等の損害賠償額、弁護士費用や諸経費などを支払うことになる。さらに連邦法では、意図的な最低賃金違反は1件につき1万ドルまでの罰金か6カ月までの服役もしくは両方（罰金および服役）が必要となる。カリフォルニア州法ではさらに厳しい罰則を設けている。

続いて、最低賃金や労働・通勤時間、賃金レート、ボーナス、飲食業界におけるチップの扱いなど、従業員から訴えられないための留意点を紹介。特に残業代については、連邦法では1週間で40時間以上働く場合、超過分が通常の給与の1.5倍になると説明。一方カリフォルニア州法では、残業は①1日8時間以上12時間以内の労働時間、②勤務連続7日目の最初の8時間、③毎週40時間以上の労働時間、④1日12時間以上、⑤勤務連続7日目の8時間以上の5つに分類されており、このうち①②③は通常の給与の1.5倍、④⑤は2倍の手当が必要とした。

冒頭で出た記録管理は日系企業の弱点となりやすく、会社に義務付けられている従業員情報について具体的に説明した。それによると、①従業員の姓名、ソーシャルセキュリティ番号下4桁、②郵便番号を含めた住所、③19歳以下の場合は生年月日、④性別と職業（カリフォルニア州はなし）、⑤就業週の開始曜日と時間、⑥日ごとの就業時間、⑦週ごとの就業時間、⑧賃金支払い形態（時給、週給、出来高等）、⑨通常時間給、⑩標準勤務時間での日給、もしくは週給、⑪週単位での残業手当総額、⑫従業員給与からの源泉と追加給与の全て、⑬賃

金期間中の支払い合計、⑭賃金支払期間と支払日が14項目を必要とすること。

給与支払い日規定では、（残業代を支払わなければならない）Non-Exemptの従業員には月2回の給与を支払う義務があり、たとえ少額でも月1回にまとめてはいけなと解説。さらに解雇した従業員には就業最終日に給与を支払い、退職の場合は退職後72時間以内に支払わなければならないとした。「注意してほしいのは、72時間は3営業日の意味ではないことです。週末にかかる場合もありますので注意してください。」

折しもセミナーの1週間後（7月1日）から施行された病欠手当てに関する新法にも言及した。「カリフォルニア有給病気休業法」（California Paid Sick Leave Law）と呼ばれる法律で、フルタイム、パートタイム、臨時社員などの区別なく、全社員が30時間の労働ごとに1時間の病欠有給が支給されるもので、雇用1日目から適応対象となる。

## Exemptと Non-Exemptの違い

日系企業がよく混乱する「Exempt」と「Non-Exempt」、つまり残業代を支払わなければならない従業員かそうでない従業員かについては、「法律では基本的に従業員はNon-Exempt＝残業代の支払いが必要な従業員です。その適用除外カテゴリーに属する従業員だけがExemptとなります」と説明。それによると、Exemptであるには給与基準と任務基準の2つの条件を満たす必要があるという。給与基準については、連邦法では週給455ドル、カリフォルニア州法では720ドル以上の給与を得ている必要がある。任務基準については、連邦法では主要任務（Primary Duty）に就く従業員を、カリフォルニア州法では実務の50%以上で主要任務に就く従業員を指している。

主要任務とは、①役員、②総務、③専門職、④外回り営業、⑤高給社員の5つのカテゴリー。③は有資格の専門職と、修学もしくは芸術的な専門職の2つに分けられ、前者は医師や弁護士、会計士など、後者は俳優やダンサー、演奏家などが該当する。さらに最近ではコンピューター専門職というカテゴリーもある。これは、コンピューターを修理する人ではなく、システムの分析技術やその手続き、ハードウェア、ソフトウェア、システム仕様や開発設計の文書化、分析、検査や修正などに従事する人で、かつ最低賃金が年給約8万6000ドル以上の従業員。

④は就業時間の50%以上会社にいない（外回りをしている）従業員が属するカテゴリー。これについて、「外回り営業職の職務記述書（Job Description）には、営業内容やそのターゲットなどを記載するだけでは不十分です。『就業時間の50%以上社外にいること』と明確に書いてください。そうでないとNon-Exemptとなってしまう、残業代の支払いが生じます」と注意を喚起した。最後の⑤は新しいカテゴリーで、年給10万ドル以上の従業員のことを指す。そして、役員（Executive）、総務（Administrative）、専門職（Professional）の任務のいずれかを最低一役担当していることが必要であるとした。

## 参加者の声 >>>



永野森田会計事務所の郭さん  
「判例を交えた具体的な話でためになりました。私は会計事務所勤務ですが、たまにクライアントから人事関連の質問を受けるため参加しました」

Imuraya USA, Inc.の横山さん  
「弊社でも現地従業員との間で多様なトラブルが考えられます。それに関連した内容を端的に説明いただき良かったです。大変参考になりました」



## 人間、ペット、環境に安全な方法で、家屋、ご家族のご健康をお守りします!!

<米国ペストコントロール協会36年継続会員>

<JBA 25年継続会員>

◆ JBA 会員特別ディスカウント !! ◆

◆ 調査・見積もり無料! ◆



MotherEarth

CATS USA PEST CONTROL, INC.

1-800-464-2287

(日本語無料相談窓口)

1-818-506-1000 E-mail: ftnaka@catspestcontrol.com (日本語/英語) WWW.CATSPESTCONTROL.COM

LOS ANGELES · ORANGE · SAN BERNARDINO · RIVERSIDE · VENTURA

創立  
40周年記念  
特別割引  
継続中!!



# 「FCPAアップデート —最新事例、コンプライアンス、発覚時の対処法—



FCPA違反を防止するためのプログラムや違反と疑われた場合の具体的な対応など、貴重な情報が多く提供された。

去る7月10日、トーランスのToyota USA Automobile Museumで、第185回JBAビジネスセミナーを開催した。米国では昨今、外国公務員への贈賄行為違反によるFCPA違反での企業摘発が頻発。日本企業やその子会社にも非常に高額な罰金が科せられているという。そうした危機感から、大勢の日系ビジネスパーソンがセミナーに参加。FCPAの基本内容や最新事例、FCPA違反が発生しやすい場面などの詳説に熱心に耳を傾けていた。



## 【講師】

正田美和 弁護士

東京大学法学部政治学研究科修士。在学中に(旧)司法試験に合格し、2004年から07年まで森・濱田松本事務所で弁護士として勤務。08年にシカゴ大学ロースクールLL.M.修了後、LAで執務を開始。現在はJenner & Block法律事務所でのSpecial Counselを務め、数多くの日本企業を代理。

## 日本企業にも適用 FCPAの基本概念とは

講師の正田美和弁護士は、冒頭で、米国外の公務員に対する贈賄行為を禁止している「FCPA」(The Foreign Corrupt Practices Act、連邦海外腐敗行為防止法)違反行為に対しては、連邦司法省(DOJ)と連邦証券取引委員会(SEC)の両方が取り締まっていることを明示し、DOJは刑事責任を追究し、SECは主に米国で上場している企業に対して民事制裁を科することを説明した。

DOJが調査を開始した場合、司法取引による有罪答弁と引き換えに減刑を受けるケースがほとんどで、SECによる提訴の場合も同様に和解に至るのが一般的という。しかし、罰金額は非常に高額で、シーメン

ス社の8億ドルを筆頭に、アルストム社の7億7200万ドル、KBR/ハリバートン社の5億7900万ドルなど、中小企業なら簡単に倒産するほどの金額である。しかもこれら全てが減刑後の額という事実に、参加者らは驚きを隠せない様子だった。

FCPAで禁止されている具体的な行為は、「反賄賂条項」と「会計帳簿条項」に違反する行為である。「反賄賂条項」とは、事業の獲得等を目的として、外国公務員に金員やその他何らかの価値のあるものの提供の申し出やその約束、承認を禁止したもの。現金だけでなく、旅行や寄付金、ディスカウントチケット、クーポンなどの提供も禁じられ、第三者を通しての提供も違法となる。

この反賄賂条項は、米国内のあらゆる上場・非上場会社、米国市民、米国で行動する外国人にも適用される。もちろん日本企業の米国子会社も含まれる。特筆すべきは、贈賄に関連する行為が米国内で行われた場合は、外国企業であってもFCPAが適用されることである。「日本にある日本企業が中国で賄賂行為をしたとします。その行為が何らかの形で米国と関わっていた場合、FCPAの反賄賂条項が適用されます。例えば、米国のサーバーを経由して関連するE

メールを送受信しただけのような、米国との関わりがほとんどないと思われる行為についても、米国政府はFCPAの反賄賂条項を適用して取り締まっています。

一方、「会計帳簿条項」は米国で上場している企業のみにも適用される。通常、贈賄行為が行われた場合は、それを隠ぺいするために正確な帳簿や記録、勘定書を保持しない。これを取り締まるのが「会計帳簿条項」で、通常は賄賂行為発覚後に「反賄賂条項」と併せて問題になるようだ。

## FCPAが問題になりやすい場面と 最近の事例

賄賂が横行するインドネシア・中国・中南米・アフリカなどでは、贈賄が事業展開に不可欠であることも多く、そのためFCPA違反のリスクも高まる。特に日本企業の米国子会社は、贈賄が横行している中南米での事業を担当していることが多い一方、米国子会社には法務部やコンプライアンス部、FCPAコンプライアンスに関するトレーニングがないことも多いため、正田弁護士は注意を促した。しかも、米国子会社が起こした贈賄行為については、米国子会社だけではなく日本の親会社が責任を問われること

21241 S. Western Ave., Suite 200  
Torrance, CA 90501  
Tel: (310) 320-2700 Fax: (310) 320-4630  
✉ sboffice@knllp.com  
<http://www.knllp.com>

**Kakimoto  
Nagashima**  
LLP  
Certified Public Accountants  
Consultants

経営コンサルティング  
コンピュータコンサルティング  
会計アウトソーシング  
税務全般(企業、個人)  
会計監査・会計全般

日本人スタッフによる信頼できるサービス

An Independent Member of the  
**plante moran  
ALLIANCE**



はよくあるという。

また、前述の通り間接的に賄賂が提供された場合でも FCPA 違反になるところ、外国政府機関とのやり取りを代行するエージェントやコンサルタントらを利用する場合には、彼らが独断で贈賄を行うようなケースもあり、その動きにも注意が必要とした。このような場合でも、コンサルタントを雇った企業側に責任が及び、「第三者の行為について知らなかった」という抗弁は原則認められない。

最近の事例の中で正田弁護士が強調したのがレイン・クリスティンセン社の事例。同社は 2014 年 10 月に FCPA 違反で SEC に提訴され、2 年間に及ぶ改善措置およびコンプライアンス措置の実施状況を SEC に報告することが義務付けられたものの、調査への協力行為が大きく考慮されて、民事罰金の額が大幅に減額されたそう。具体的には、違反発覚と同時に外部弁護士や会計士を雇って内部調査を実施し、事前調査の結果を SEC に自主的に報告した。また、関与した従業員を速やかに解雇し、世界中の事業全部についてリスク評価を実施。SEC からの書面提供要請にも迅速に対応した。こうした事例を列挙した後で、正田弁護士は「違反行為が発覚した場合でも、全面的な協力姿勢を示すことで、被害を最小限に抑えることが重要です」と付け加えた。

## FCPA 対策としての コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスが連邦法や州法の遵守のために重要なのは当然だが、違反行為が発覚した場合に可能な限り会社を守るといった観点からもコンプライアンスは重要と語る正田弁護士。FCPA の違反が発覚した場合、DOJ や SEC はその会社がどんなコンプライアンス・プログラムを遂行していたかを調査する。そして、モルガン・スタンレー社の

ように、適切なプログラムを遂行していたことを理由に、大幅な減刑を受けたり責任を問われずに済んだりするケースもある。つまり、コンプライアンス・プログラムは、予防的な側面と、問題発覚時に追訴裁量や量刑軽減を大きく左右する側面の両方の観点から重要というわけである。

正田弁護士は、効果的なコンプライアンス・プログラムとして米国政府が必要としている次の 7 つの要素について説明した。

①**規程・手続** 行動規範を策定し、会社としてのコンプライアンスに対する基本方針を明確に示す。また、犯罪行為防止・発見のための基準や手続き、懸念分野に関する特別な規程を策定すると共に、策定・修正や監査の記録も適切に保持する。

②**取締役会による監督・日々の責任** 取締役会はコンプライアンス・プログラムの運用について十分理解し、同会からのトップダウンとして正しく遂行する。また、コンプライアンス担当役員を設置して、取締役会に直接報告できるようにしておく。

③**雇用前・利用前のデュー・ディリジェンス** 雇用前に役職に応じたバックグラウンドチェックを行う。コンサルタントやエージェント、ディストリビューターなどの第三者についても、利用前に適切なデュー・ディリジェンスを行い、不正行為を行わないことを誓約する条項を規定した契約を書面で締結しておく。また、デュー・ディリジェンスを行ったことの証拠を残しておく。

④**トレーニング** 社員全員を対象としたトレーニングを実施する。適切な言語で実施することが重要で、例えば中国で働いている従業員に対して日本語でトレーニングしても無意味とされる。また繰り返し実施し、その記録を残しておく。

⑤**モニタリング・監査、報告** 特にホットラインを設置するなどして匿名報告を可能に

することが重要。報告者に報復をしてはならず、内部通報者を保護する。また、時々監査を実施して問題がないか点検する。

⑥**奨励・懲戒** 違反行為を犯した社員を速やかに懲戒にする一方、できればコンプライアンス・プログラムを遵守する者や犯罪を報告した者に対してはボーナスなどの特別報奨金を支給する。

⑦**対応・改善** FCPA 違反が発覚した場合には、直ちに独立した内部調査を実施して、改善措置を講じる。政府による調査がまだ開始されていない場合には、政府に自主的に報告するか否かを判断することが必要となる。他方、政府による調査が既に開始されている場合は、減刑を受ける代わりに有罪答弁を行って政府の調査に協力するか否かを判断することになる。

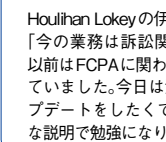
## FCPA 違反行為が 発覚した場合の対応

上述のように、FCPA 違反が発覚した場合には、直ちに独立した内部調査を実施し、徹底した改善措置を講じて、政府による調査に対して「確かに過去に問題行為があったが、既に改善措置が取られており、同じ問題は再度発生しない」と言えるようにしておくことが重要としてセミナーを終えた。

### 参加者の声 >>>



Kaga (U.S.A.), Inc. の野崎さん  
「包括的な内容でとても参考になりました。最近ではコンプライアンスが重視されていますので、そのアップデート情報を得るために参加しました」



Houlihan Lokey の伊丹さん  
「今の業務は訴訟関係ですが、以前はFCPAに関わる業務をしていました。今日は法律のアップデートをしたくて参加。詳細な説明で勉強になりました」



## 自動車リースは

アメリカでクレジットが無いと出来ないと考えていませんか??

- ソーシャル・セキュリティ番号がなくても、または申請中でも OK!
- 全米どこでも OK! どんな田舎でも、都会でも OK!
- どんな車種でも OK! シビック、カローラ、カムリ、アコード、などの日本車、アメリカ車、ヨーロッパ車、何でも OK!
- リース期間は 1 年から OK!
- 15 ヶ月とかの変則月数でもリース可能です。
- リース料は契約期間が長くなるほど安くなります。
- リース終了後は月極めで延長も可能です。
- 納車は注文からわずか 1 週間ほどで可能です。
- 自動車保険の手配もお任せ下さい。



いえ、  
**出来るんです**  
どなたでも、全米どの町でも OK!

お気軽に電話または  
e-mail でお問い合わせください。

**電話：213-621-7775**

担当は、大橋：ohashi3@pacbell.net  
又はゆきまさ：yukimasa@pacbell.net

**朗報** カリフォルニア州の皆さんには、格安中古車リース  
もありますので、在庫車種をお問い合わせください。

\*各種情報はウェブサイトでも、ご覧になれます。

**www.LaJapaneseAuto.net**

親切で安心して任せられる 33 年の実績信頼 小東京で 1980 年創業

**LOS ANGELES JAPANESE AUTO**

810 E. 1st St., Los Angeles, CA 90012 • Tel:(213) 621-7775 • Fax:(213) 687-0909

\*現在このリースプログラムを三菱電機社、NEC 社、PANASONIC 社など各企業の皆様に全米でご利用いただいております。

## GK Design International Inc.

### 業務内容

1966年に、GKデザイングループの一社であるGKインダストリアルデザイン研究所の駐在員事務所として開設された後、72年に現地法人としてGK Design International Inc.が設立され、今日に至る。



金子さん

GKデザイングループは、1952年設立の総合デザインオフィス。グループを統括する「GKデザイン機構」を中心に、日本国内の8社と、GK Design International Inc.を含む海外4社によって構成され、インダストリアルデザイン、建築環境、グラフィックデザインなど幅広い領域を対象としている。また調査研究、企画開発、情報提供などソフト・ハードにいたる一貫したデザインを柱とし、国際的視野の下に活動を行っている。

その中でも、GK Design International Inc.が主な業務としているのは、米国に進出する日系企業へのデザインサービス。米国人デザイナーと日本人デザイナーのチームワークにより、インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン、企画開発など、米国市場および米国文化に適したデザインサービスを提供している。

### JBA入会動機

「ロサンゼルスに拠点を構えてからほぼ半世紀。現地コミュニティーへ恩返しをしたいと考え入会しました。JBAでデザイン会社は異色の存在ではありますが、微力ながらお役に立ちたいと存じております」(Vice Presidentの金子さん)

### DATA

4007 Paramount Blvd, Suite 110  
Lakewood, CA 90712  
☎ 562-496-1445  
Web: <http://gkdi.com>  
責任者: 金子太郎 (Vice President)  
従業員数: 9名  
他の営業拠点: ジョージア州ケネソー

## Round One Entertainment Inc.

### 業務内容

Round One Entertainment Inc.は、東証一部上場の株式会社ラウンドワンの100%子会社として、2010年に設立された。

事業内容は、ボウリング、アーケードゲーム、カラオケ、ビリヤード、ピンポン、ダーツ等を設置した屋内型複合アミューズメント施設の運営で、本社を置くロサンゼルスを含め、15年7月現在カリフォルニア州、イリノイ州、テキサス州、ワシントン州に7店舗を展開する。年間7~8店舗のペースで全米へ出店しており、近くサンノゼやマサチューセッツ州にも開店予定である。

### JBA入会動機

「米国に進出して間もない弊社ですが、JBAを通じて他の日系企業の皆様との交流を深めることによって日々の業務を円滑に進めると共に、情報や意見の交換ができればと思い入会させていただきました」(Executive Vice President & C.F.O.の田邊さん)

### DATA

1600 S. Azusa Ave, Suite 285  
City of Industry, CA 91748  
☎ 626-964-7344  
FAX: 626-404-2759  
Web: [www.round1usa.com](http://www.round1usa.com)  
責任者: 田邊憲昭 (Executive Vice President & C.F.O.)  
従業員数: 約300名  
他の営業拠点: カリフォルニア州、イリノイ州、テキサス州、ワシントン州

## あさひ学園だより

外部講師による指導・講演

あさひ学園事務局

本校では、各分野からのスペシャリストをお招きし、指導・講演を行って頂くことがあります。



学習の一環として取り入れることで、子どもたちが好奇心をもって自ら学ぶとする力を育てる目的です。地域の歯科医院にご協力を頂き例年6月に行っているのが、幼稚部の歯磨き指導です。大きな歯の模型や紙芝居などを通して、歯磨きの大切さを教えて頂きました。

また、サンタモニカ校高等部では、6月27日に Bushiroad USA Inc. の Chief Operating Officer 西原優氏にご講演頂きました。Bushiroad は、日本に限らずアメリカでも人気のトレーディングカードゲームを開発・販売されている会社です。一つの商品が出来上がるまでの流れや、仕事の楽しさや難しさなどをお話し頂きました。カードゲームということで、半数近くの生徒にとっては馴染み深く、また西原氏の語る軽妙で興味深いエピソードに聞き入っていました。デジタルとアナログの両方の特性を生かした仕事であり、またその楽しさが伝わる講演で、生徒個々が持つ



将来の夢や目標をより大きく膨らませる刺激になりました。

# 無料プレミアム 1年保証実施中!!

※全米どこでも使える性能保証です。

・車に関するあらゆるご質問に業界No.1のガリバーがご相談に乗ります

新規赴任者向け  
自動車保険&  
低金利ローン

新型  
モデル車

1000台  
以上の  
ネットワーク在庫

・Webに掲載されていない車もありますので、ご希望の車種をこちらからお問い合わせ下さい 1-866-398-8350



- 長期保証
- 自動車保険
- 自動車ローン



- 送迎と納車
- 車種の特徴
- 購入後の整備

まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

コチラから

[gulliverusa.net/jp](http://gulliverusa.net/jp)





## 地域部会合同

### ゴミ拾いハイキング報告

文: Isuzu North America Corporation・藤本祐太郎さん

3地域部会合同企画、ゴミ拾いハイキングの2015年度の第1回を6月21日に実施いたしました。

今回も多くの方に参加いただき、サンタモニカ近くの Will Rogers State Historic Park のトレイル約4マイルを歩いて、ペットボトル、瓶、ティッシュ、衣類などさまざまなゴミを拾ってまいりました。大変暑い日でしたが皆さん元気に活動していただき、予想した以上の大量のゴミを集めることができました。やはり、住宅地に近いトレイルはゴミが多いようです。

JBA 各地域部会のTシャツを着た35人の団体がゴミ拾いを行うことはやはり目立

つようで、行き交うハイカーたちや公園のレンジャーに“Thank you for the cleaning work!” “Good Job!” といった声をかけていただきました。地域貢献イベントとしての手応えを感じられたように思います。

さらに、今回は Fujisankei Communications International (FCI) からの取材があり、FCIの朝の番組で本イベントを紹介していただきました。本イベントの知名度の向上につながっていけばと思っています。

ゴミ拾いハイキングは今期もあと2回実施されます(11月と2月の予定)。ボラ



ンティア活動に興味がある方、ハイキングを始めてみたい方、ぜひご参加ください。私個人は残念ながら今夏に帰任しますが、本イベントは私がさまざまな人たちやカリフォルニアの山々と出会うきっかけとなりましたので、強い思い入れがあります。これからも本イベントがずっと続いていくことを願っています。

## オレンジカウンティ地域部会

### 「ENCでのガーデニング体験とピクニック」への参加

文: KAGA (U.S.A.), INC.・中田尚将さん

6月28日(日)に、JBA オレンジカウンティ地域部会主催の下、ニューポートビーチ市にて「環境自然センター(Environmental Nature Center)でのガーデニング体験とピクニック」に家族で参加させて頂きました。私はもともと土いじりが好きなので興味があり、また子どもたちにとって良い経験になるのではないかと考えたのが参加のきっかけでした。

当日、受付時に子どもの参加者にバケツとお菓子がプレゼントされました。この思いがけないプレゼントに我が家の2人の娘たちはがっかり心を掴まれたのは言うまで

もありません。

雑木林の散歩道を歩き、ガーデニング地点に到着すると、まずは除草作業からスタートです。てっきり花の苗を植えるものと勘違いしていた私は少々拍子抜けしましたが、目の前に広がる雑草を前に気合いを入れて作業を開始しました。いざ始めてみると、これが意外と面白く、娘たちも競うように草を抜いていきます。地面を覆っていた雑草がなくなり、土面が見えてくる喜びを感じながらの作業でした。疲労はあったものの、作業を通じて他の参加者家族との交流もあり、大人も子どもも役割分担をした連携プレーで充実感と達成感を得ることができました。

それから子どもたちを中心に苗木が植えられました。いずれ日本に帰国する私たちにとって子どもたちの手で植えられた苗木が、アメリカの地で根付き、成長するのと思うと感慨深いものがあり、改めてこのイベントに参加できたことをうれしく



思いました。

その後、施設内で飼育されている蝶を観察したり、蛇や蛙に触れたりするなど、思いがけず楽しい体験ができ、娘たちは大興奮で喜んでおりました。

ひと通り施設内を散策した後は、お待ちかねのピクニック。汗をかいた後の昼食は格段においしく、お腹いっぱいピザやフルーツをいただき、我が家はもちろん、他の参加者たちも皆、笑顔で楽しい時間を過ごしておられました。

最後に、このような機会を設けて頂いたJBA様にこの場をお借りして、お礼を申し上げます。来年もぜひ参加させて頂きたいと思っております。ありがとうございました。





8月 9月のJBAイベントカレンダー

8/2 (日) サークス鑑賞  
オレンジカウンティ地域部会

9/4 (金) 第187回ビジネスセミナー  
企画マーケティング部会

9/19 (土) ビーチクリーンアップ  
サウスベイ地域部会

8/16 (日) カタリナ島日帰りツアー  
オレンジカウンティ地域部会

9/12,13 (土,日) 9/19,20 第52回JBAソフトボール大会  
企画マーケティング部会

9/26 (土) 現地校セミナー  
オレンジカウンティ地域部会

各イベントの詳細は、各部会からのお知らせ、およびウェブサイトをご参照ください

新入会員

Xerox Corporation  
555 S. Aviation Blvd. M-1, El Segundo, CA 90245  
☎ 310-333-2015

PHR MANAGEMENT INC  
9005 Disneyland Dr., Anaheim, CA 92802  
☎ 714-234-2412

# 三菱の新車を特別リース・価格で!!

- ・Mitsubishi Motors North Americaでは、日本人のお客様専用の窓口を設けて三菱車ご購入のサポートをさせていただきます。ストレスを感じることなく、スムーズにご商談を取り進めることが出来ます。
- ・特別優遇金利ローン、特別優遇リースプログラムもご利用可能です(\*)。
- ・お問い合わせは以下の日本人担当まで。  
- Fuminori Kojima (児島), Mitsubishi Motors North America  
714-799-4790 ・ [fkojima@mmsa.com](mailto:fkojima@mmsa.com)  
- Hatsuki Nagai (長井), Anaheim Mitsubishi  
949-427-1214 ・ [rinasmom@gmail.com](mailto:rinasmom@gmail.com)

2014 IHS TOP SAFETY PICK  
Outlander Sport 3 Years in A Row

2014 IHS TOP SAFETY PICK+  
2014 Outlander

2015 Outlander

\* 若干の条件制限がある場合もございます

[mitsubishicars.com](http://mitsubishicars.com)

# パシフィックリム・カンパニーベネフィット・プログラム 米国駐在員のための金融サービスパッケージ

- ・渡米前に日本からの口座開設が可能
- ・便利な日本語コールセンター (フリーダイヤル・日本時間にも対応)
- ・ご帰国後の口座管理にも便利

まずはユニオンバンク日本語フリーダイヤル **1-888-507-7669** までお問い合わせください。

※このプログラムのご利用は会社登録をされた企業の駐在員に限られます。

A member of MUFG, a global financial group

©2015 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. All rights reserved. Union Bank is a registered trademark and brand name of MUFG Union Bank, N. A., Member FDIC. Visit us at [unionbank.com/japanese](http://unionbank.com/japanese).